

横浜環状北線事業予定地からの有害物質の検出について

首都高速道路株式会社が工事を実施している横浜環状北線事業予定地から有害物質が検出されました。現在の状況と今後の予定について報告します。



位置図

1 鶴見生麦一丁目での PCB(ポリ塩化ビフェニル) 検出について

(1) 経過

北線及び関連街路岸谷生麦線橋梁橋脚基礎を築造する事業予定地内の建物(集合住宅)地下部の撤去に先立ち、建物地下に溜まっていた水に浮いていた油分を調査したところ、基準を超える PCB が検出されました。

現地では、調査のために開けたコンクリート床面の穴への雨水の侵入防止措置を行うとともに、土地境界に柵を設置し、立ち入り防止措置を行いました。

その後、周辺への影響を確認するため、建物周辺での土壌検定と水質検定を実施したところ、PCB は検出されず、周辺への流出はないことが確認されました。



現地の立ち入り防止状況

(2) 検定結果

ア 油分の検定結果

項目	調査結果 (mg/kg)	環境省令基準値* (mg/kg)
PCB	0.64	0.5

※ 環境省令基準値

「環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準」として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年 6 月 22 日環境省令第 23 号）第三条により定められた、「廃油」の基準値

イ 建物周辺の検定結果(土壌)

建物周辺 5 箇所それぞれ深さ方向に地面から地下 7 m までの 8 箇所

項目	調査結果 (mg/L)	環境基準値*
土壌溶出量 (P C B)	不検出	不検出

※ 環境基準値

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）により定められた環境上の条件

ウ 建物周辺の検定結果(地下水)

項目	調査結果	環境基準値*
PCB	不検出	不検出

※環境基準値

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）により定められた基準値

2 都筑区川向町での土壌調査結果について

(1) 経過

北線の橋脚基礎工事現場で油分が染み出ているドラム缶が土中から発見されました。油分が染み出している箇所の土壌を調査したところ、「土壌汚染対策法」に規定されている特定有害物質が検出されました。

現地では、飛散防止措置を行うとともに、土地境界に柵を設置し立入り防止措置を行いました。



現地の養生状況

(2) 検定結果

項目	調査結果(mg/L)	環境基準値 [※] (mg/L)
土壌溶出量(鉛)	0.017	0.01以下
土壌溶出量(PCB)	0.0098	不検出
土壌溶出量(ジクロロメタン)	8.7	0.02以下
土壌溶出量(1,2-ジクロロエタン)	1	0.004以下
土壌溶出量(シス-1,2-ジクロロエチレン)	0.65	0.04以下
土壌溶出量(トリクロロエチレン)	16	0.03以下
土壌溶出量(テトラクロロエチレン)	1.7	0.01以下
土壌溶出量(ベンゼン)	1.4	0.01以下

※ 環境基準値

「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)により定められた環境上の条件

3 現在の状況と今後の予定

鶴見区生麦一丁目の現場では、4月25日にPCBを含む油分の回収作業を行い、現地で保管するとともに、建物地下部に溜まっている水の水質検定を行っています。

都筑区川向町の現場では、現在、周辺への影響を確認するために、発見場所周囲の土壌検定及び水質検定の調査計画を作成しています。

工事を実施している首都高速道路株式会社とともに、今後、関係部署と調整を図りながら、有害物質を含む油分及び土壌の量を確認し、関連法令等に従い適切に処理を行います。